

センターにおける取組の拡充について

1 概要

令和4年度から広島市成年後見利用促進センター（以下「センター」という。）で取り組んでいる市民後見人の養成に関しては、現在、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との複数後見という形で、市民後見人候補者バンク登録者33名のうち2名が広島家庭裁判所から選任され後見活動を行っているが、近い将来、市民後見人が単独で受任できるような環境を整えるためには、市民後見人に対する支援体制の充実が不可欠であることから、現在のセンターによる市民後見人への支援に加え、令和5年度からは専門職による支援も受けられる体制を整備する。

また、センターでは、開設以降これまで広報及び相談業務を中心に取り組み、現在まで段階的にセンターの業務を拡充してきたところであるが、設置から1年半が経過した現在、相談業務の1つとして取り組んできたケース検討会議への専門職派遣は、派遣実績が1件と活用件数が伸び悩んでおり、本人を中心として支援者で構成される権利擁護支援チームへの支援が適切に行き届いていないと考えている。この課題を解決するため、令和5年度からは支援者向けのチラシを作成し、これを活用して広報の更なる強化に取り組んでいく。

2 具体的な取組内容について

(1) 専門職による市民後見人等への支援について（資料4）

令和5年4月1日から、市民後見人等を対象にした専門職による相談室を新たに設置する。

ア 開催日時

原則毎月第4木曜日 13時30分～16時30分

イ 開催場所

広島市総合福祉センター（オンラインも可）

ウ 対象者

- ・ 市民後見人及びその候補者
- ・ 広島市内に居住する人への支援に関する相談がある保健・医療・福祉の専門職

エ 申込方法

予約不要・当日相談可（事前予約も可能とする）

(2) ケース検討会議への専門職派遣チラシを活用した広報強化について（資料5）

資料5のとおり、ケース検討会議を開催する支援者向けの広報チラシを新たに作成した。これを令和5年度から関係機関に配付し、支援者が集まる場で説明するなどして、積極的な活用を促していく。